特定行為研修推進事業補助金申請にかかる留意事項について

1　事業の目的

県民が病院や在宅においてタイムリーに適切な看護が受けられるよう、看護師の特定行為研修の参加に必要な経費を補助し、特定行為研修修了者の養成を推進する。

2　補助の内容

（1）特定行為研修の受講料、旅費

申請者の要件	特定行為研修を受講する看護師に対し経費の支援を行う者（県内の医療機関、介護保険施設、訪問看護ステーション等）であること。		
補助対象経費	受講料	特定行為研修の受講料、入学審査料、審査料（医療機関等が受講者に対し支出するもの、又は医療機関が受講先に支出するもの）	補助基準額 415,000 円/人
	旅費	特定行為研修の受講に必要な交通費、旅費 （医療機関等が受講者に対し支出するもの）	補助基準額 85,000 円/人
補足	研修の受講先は、県内外を問わない。 特定行為研修受講者は研修修了後、県内の医療機関等で従事する予定の者であること。 福島県地域医療復興事業補助金（認定看護師等養成事業）と併せての補助金申請はできません。		

（2）代替職員の人件費

申請者の要件	訪問看護ステーションであること。	
補助対象経費	①受講者の代替業務のため新たに雇用した看護職員の人件費 研修受講者の受講期間中の賃金（給与・報酬）、諸手当（夜勤手当、超過勤務手当等） ②既存の職員の代替業務従事分の人件費 代替業務に伴う諸手当（超過勤務、特別手当等）	補助基準額 700,000 円 /事業所
補足	いずれも、雇用形態を問わない。補助金額は研修受講期間に発生した賃金に限る。	

3　補助金の算定

補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額に要綱別表１の補助率を乗じた額とする。なお、事業対象年度内に支払いのあったものに限り補助対象経費とする。

4　交付申請書の提出

補助金の交付申請に当たって要綱第３条第２項第５号に規定する「その他知事が必要と認める書類」は次のとおり。なお、申請は、申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものする。

（1）特定行為研修の受講計画（別紙様式第１号）　１部

（2）経費見込額内訳（別紙様式第２号）　１部

（3）その他参考となる書類（表１）　※申請時点で提出が可能なもののみ提出。

5　実績報告

実績報告に当たって要綱第１０条第５号に規定する「その他知事が必要と認める書類」は次のとおり。

（1）経費実績額内訳（別紙様式第３号）　１部

（2）研修受講者へ支出した旅費等の証拠書類（受領書等）の写し　１部

（3）研修の修了を証する書類の写し

（4）その他参考となる書類（表１）

（表１）その他参考となる書類　　いずれも写しを一部提出する

受講料、旅費	・受講する研修の要項や研修概要について記載されたホームページの該当部分など、研修の開催期間と場所、受講料が明記されたもの ・受講料振込明細、受講者への支払明細等 ・受講決定通知書

代替職員の 人件費	・新たに雇用した代替職員又は代替業務を行う職員の雇用契約書（雇用決定通知書） ・勤務実績及び賃金や諸手当支給が分かる書類

６　留意事項

（１）特定行為研修を受講する者が自己の責めに帰すべき理由により受講を中止したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（２）既に補助金の交付を受けた補助事業者が（１）の規定により交付の決定を取り消されたときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（３）特定行為研修受講者は研修修了後、県内の医療機関等で従事する予定の者であること。

（４）補助事業者は、当該特定行為研修受講者が研修修了後に県内の医療機関等に従事しなくなったことを把握したときは、速やかにその旨を県に報告しなければならない。なお、その事実は今後の補助金交付の際に考慮することがある。